

# 市外へ転出するときの手続き

以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は忘れずに手続きしましょう。

チェック	必要な手続き	持参するもの	手続きの仕方・手続きが必要な方	窓口
	マイナンバーカード(個人番号カード)の住所変更手続き(国外転出を含む) ※マイナンバーカード(個人番号カード)を申請中の方は申し出をお願いします。	◇マイナンバーカード(個人番号カード)	転入先の市町村役所(場)に転入届と一緒に提出してください。(国外転出の方は窓口へ提出してください。) ※住所変更には暗証番号が必要です。	【1階 23番～27番】 戸籍住民課 住民記録係 889-2030
	住民基本台帳カードの住所変更手続き	◇住民基本台帳カード		転入先の市区町村役所(場)
	印鑑登録の廃止	_____	転出届により登録は自動的に廃止されます。登録証は返納するか破棄してください。	【1階 23番～27番】 戸籍住民課 住民記録係 889-2030
	小中学校の転校手続き	_____	在学証明書等(今までの学校で発行)を引越し先の市区町村へ提出してください。	_____
	国民年金加入者の住所変更手続き	◇年金手帳またはマイナンバーカード(個人番号カード)	第1号被保険者(自営業・学生など)の方と任意加入者の方は、転出先の市町村にお問い合わせください。なお、海外へ転出される60歳未満の方と任意加入者の方は年金係へお問い合わせください。	【1階 2番】 保険年金課年金係 889-2066
	年金受給者の住所変更手続き	_____	原則不要です。ただし、年金機構にマイナンバーが登録されていない方、年金受取口座を変更する方、施設入所や成年後見を受けているなどで住民票と異なる場所に年金機構からの郵送を希望される方等は、年金事務所へお問い合わせください。	新さっぽろ年金事務所 892-9313
	国民健康保険の脱退手続き	◇国民健康保険証 ◇納付通知書 ◇通帳またはキャッシュカード	国民健康保険の加入者で転出される方は保険証を返還してください。引越し先の市町村で新規加入手続きをしてください。	【1階 1番】
	介護保険の資格喪失手続き	◇被保険者証 ◇通帳またはキャッシュカード	被保険者証を返還してください。要介護認定を受けている方(申請中を含む)は、受給資格証明書の交付を受けてください。	保険年金課 保険係 889-2061
	後期高齢者医療の喪失手続き		被保険者証を返還してください。	
	敬老優待乗車証の返還	◇敬老優待乗車証(パス)	パスを返還してください。	【1階 6番】
	障害者交通費助成の福祉乗車証・福祉タクシー利用券・福祉自動車燃料助成券の返還	◇福祉乗車証 ◇福祉タクシー利用券 ◇福祉自動車燃料助成券	福祉乗車証・福祉タクシー利用券・福祉自動車燃料助成券を返還してください。	保健福祉課 給付事務係 889-2040

チェック	必要な手続き	持参するもの	手続きの仕方・手続きが必要な方	窓口
	子ども医療費助成の喪失手続き	◇受給者証	受給者証を返還してください。	【1階 7番】 保健福祉課 福祉助成係 889-2037
	ひとり親家庭等医療費助成の喪失手続き			
	重度心身障がい者医療費助成の喪失手続き			
	児童手当の消滅手続き	_____	本市での消滅手続きのうえ引き続き受給するには、転出先の市町村で転出予定日の翌日から15日以内に申請手続きが必要です。(単身赴任などで子どもが本市に残る場合でも手続きが必要です。)	【1階 8番】 保健福祉課 福祉助成係 889-2037
	児童扶養手当の住所変更手続き	◇手当証書	本市への届出のうえ、引越し先の市町村で手続きしてください。	
	災害遺児手当の消滅手続き	◇身分を証明するもの	手当の支給を受けている方は、窓口へお申し出ください。	
	心身障害者扶養共済制度の手続き	_____	引越し先の市町村で手続きしてください。	
	特別児童扶養手当の手続き	_____		
	特別奨学金の廃止手続き	◇印鑑	世帯全員が市外へ転出する場合は奨学金が廃止になります。窓口へお申し出ください。	【1階 9番】 保健福祉課 地域福祉係 889-2034
	母子寡婦福祉資金の貸付金に係る手続き	◇印鑑	資金の貸し付けを受けている区の母子・婦人相談員へご連絡ください。	【2階 13番】 健康・子ども課 子ども家庭福祉担当 889-2051
	保育所入所児童(申込中含む)の退所手続き	_____	退所届(申込中の方は取下書)を提出してください。	
	指定難病、特定疾患、肝炎治療特別推進事業等の住所変更手続き	◇受給者証など (引越し先を所管する保健所等にお問い合わせ下さい)	引越し先を所管する保健所等で手続きしてください。(指定難病は右記、窓口で資格喪失手続きをしてください。)	【2階 14番】 健康・子ども課 保健予防係 889-2047
	犬を飼育している方(鑑札の引き換え)	_____	札幌市での手続きは不要です。転出先の市町村役場(保健所)に鑑札を持参して手続きしてください。	_____
	* 外国へ転出される方へ 日本人住民の方の選挙の手続き(在外選挙制度)	◇パスポート、運転免許証等、本人確認ができる書類など(事前に選挙管理委員会へお問い合わせください)	日本国籍をお持ちの方は、国外に転出されても日本の国政選挙に投票できます。投票するためには、次のいずれかの方法により、あらかじめ外選挙人名簿の登録手続きが必要となりますので、詳しくは、選挙管理委員会事務局もしくは国外でお住まいになる地域を所轄する在外公館(大使館、総領事館など)までお問い合わせください。 ① 国外への転出届出後から国外へ転出する日までの間に、選挙管理委員会にて在外選挙人への登録の移転に係る手続きを行う。 ② 国外でお住まいになる地域を所轄する在外公館(大使館、総領事館など)へ在外選挙人名簿の登録申請手続きを行う。	【2階 18番】 総務企画課 選挙管理委員会 889-2010
	水道・下水道の手続き	_____	水道局電話受付センターへ電話でご連絡ください。	水道局 電話受付センター 211-7770

## 札幌市清田区役所

〒004-8613 札幌市清田区平岡1条1丁目2番1号  
電話 (代) 889-2400